

# 東京都ソーシャルファームの認証及び支援に関する指針

## 第1 目的

この指針は、都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例（令和元年東京都条例第91号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、東京都（以下「都」という。）の支援対象となるソーシャルファームを認証する基準（以下「認証基準」という。）及び支援策等を定めることにより、ソーシャルファームの創設及び活動を支援することを目的とする。

## 第2 意義等

### 1 意義

認証ソーシャルファームは、次に掲げる要件を全て満たす社会的企業であって、かつ、第3に定める認証基準を満たすと認められ、都が支援対象として認証したソーシャルファームをいう。

- (1) 事業からの収入を主たる財源として運営していること。
- (2) 就労困難者と認められる者を相当数雇用していること。
- (3) 職場において、就労困難者と認められる者が、他の従業員と共に働いていること。

### 2 役割

認証ソーシャルファームは、ソーシャル・インクルージョンの考え方に立ち、自律的な経済活動の下、社会的企業として、就労困難者と認められる者の雇用の場の拡大と自立を進め、地域の産業及び雇用に貢献することを通じて、ダイバーシティの実現を図るものとする。

## 第3 認証基準等

### 1 認証の単位

認証ソーシャルファームは、第3の2（2）に定める事業所を単位として認証する。

### 2 経営主体等に関する基準

#### (1) 経営主体

認証ソーシャルファームの経営主体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ア 法人格を有していること。
- イ ソーシャルファームとしての事業を行うために必要な財務基盤を有し、かつ、資金について十分な管理や精算を適正に行うことのできる経理

体制を有していること。

ウ ソーシャルファームとしての事業を行うために必要な、組織及び人員等の実施体制を有していること。

エ 事業目的、事業内容、収支計画、就労困難者と認められる者の雇用計画等からなる、実現可能性の高い認証ソーシャルファームの事業計画を有していること。

## (2) 事業所

認証ソーシャルファームは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 一定の場所において、一定の組織のもとに有機的に相関連して一体的な経済活動が行われ、一の経営組織として独立性を持っていること。

イ 他の事業所と経理が区分され、認証ソーシャルファームの単位で収支の状況等を把握できること。

ウ 就労困難者と認められる者の配慮すべき実情等に応じた雇用管理や支援を適切に行うことができる施設・設備及び人材等を有していること。

エ 第2の2に定める役割に準じた事業目的を掲げていること。

## 3 就労困難者と認められる者の雇用に関する基準

### (1) 就労困難者と認められる者

認証ソーシャルファームにおいて雇用する就労困難者と認められる者は、次のア及びイの要件を満たすものとする。

ア 就労を希望しながら、心身の障害をはじめ社会的、経済的その他の事由により就労することが困難である者

イ 第4の1に定める東京都ソーシャルファーム認証審査会において、配慮すべき実情等に応じた支援が必要であると認められた者

### (2) 就労困難者と認められる者の雇用者数

認証ソーシャルファームの従業員の総数に占める就労困難者と認められる者の雇用者数の割合は20パーセント以上とし、かつ、就労困難者と認められる者の雇用者数は3人以上とする。

## 4 障害福祉サービス事業所を運営する法人及び特例子会社等に関する取り扱い

### (1) 障害福祉サービス事業所運営法人

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による障害福祉サービスの指定を受けている事業所（以下「障害福祉サービス事業所」という。）については、その運営法人において、就労困難者と認められる者を雇用する事業所を障害福祉サービス事業所とは別に設立する場合には、認証の対象とすることができる。

## (2) 特例子会社等

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 44 条第 1 項の規定による子会社及び同法第 45 条の 2 第 1 項の規定による関係子会社（以下「特例子会社等」という。）については、その事業所において、障害者を除く就労困難者と認められる者を雇用する場合には、認証の対象とすることができる。

なお、この場合において第 3 の 3（2）に定める就労困難者と認められる者の雇用者数は、障害者を除いた人数により算出する。

## 5 労働関係法令等の遵守及び暴力団関係者等の排除

- (1) 認証ソーシャルファームは、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令をはじめとする法令を遵守するとともに、労働基準監督署に就業規則の届出を行うこと。
- (2) 経営主体及び認証ソーシャルファームを構成する者が暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ）、暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。

## 第 4 認証

### 1 認証審査会の設置及び認証

- (1) 都は、支援対象となるソーシャルファームを認証するため、企業経営や就労支援の専門家等で組織する「東京都ソーシャルファーム認証審査会」（以下「認証審査会」という。）を設置する。
- (2) 都は、認証審査会において認証基準に適合していることを確認の上、総合的に審査し、認証を行う。

### 2 予備認証

都は、経営主体が新たにソーシャルファームの創設等を行う場合、認証審査会において事業計画等が認証基準に適合していることを確認の上、総合的に審査し、予備認証を行うことができるものとする。

### 3 認証期間及び認証の取消し

- (1) 認証期間は 5 年間とする。ただし、再度審査の上、認証基準に適合していることが確認できた場合は、更新することができる。
- (2) 都は、認証基準に適合しなくなった認証ソーシャルファームの認証を取り消すことができる。

## 第5 支援策

都は、ソーシャルファームの創設及び活動を支援するため、経営支援や就労支援等を行う関係機関、民間団体等と連携し、ソーシャルファームの検討期、創設期及び運営期において、次の1から3までの支援を行うものとする。

また、支援に当たっては、自律的な経営と就労困難者と認められる者の雇用の場の拡大を促進する仕組みを構築するものとする。

ただし、本支援は予算上の措置が講じられた場合において、その範囲内で行うものとする。

### 1 検討期における支援

都は、ソーシャルファームに関心のある者や創設を検討している経営主体に対して、次のような支援を行う。

#### (1) 普及啓発及び情報提供

ソーシャルファームを広く普及するための広報、認証基準、支援策等に関する情報提供を行う。

#### (2) 就労困難者と認められる者の雇用ノウハウの提供等

就労困難者と認められる者の雇用ノウハウを提供するための相談等を行う。

#### (3) 社会起業家等の人材の育成

大学や民間団体等と連携し、ソーシャルファームを担う社会起業家等の育成を行う。

### 2 創設期における支援

都は、第4の2に定める予備認証を受けたソーシャルファーム等に対して、次のような支援を行う。

#### (1) 創設に係る経費の助成

事業所の改築・改修費（就労困難者と認められる者の就労環境の整備に係る経費を含む。）、備品購入・設備導入費等に対する助成を行う。

#### (2) 資金調達の支援

創設に必要な運転資金や設備資金の調達への支援を行う。

#### (3) 就労困難者と認められる者の雇用に係る支援

ハローワーク等の就労支援機関等と連携し、就労困難者と認められる者のマッチング等の支援を行う。

### 3 運営期における支援

都は、認証ソーシャルファームに対して、次のような支援を行う。

#### (1) 運営に係る経費の助成

##### ア 就労困難者と認められる者の雇用・支援に係る経費

賃金等雇用に係る人件費、就労支援（定着、就労訓練等）に係る経費等

に対する助成を行う。

イ 経営の支援に係る経費

広告費、販路開拓費、事業所の賃借料等に対する助成を行う。

(2) 経営や就労困難者と認められる者の雇用に係る相談・助言

経営の専門家の派遣等によるコンサルティング、雇用・定着等に係る民間団体等を活用した相談・助言等を行う。

(3) 公共発注における活用

業務委託等において、認証ソーシャルファームの積極的な活用を図るとともに、総合評価方式で落札者を決定する場合において、加点の措置を講じる。

(4) 資金調達の支援

認証ソーシャルファームの運営に必要な運転資金や設備資金の調達への支援を行う。

## 第6 支援期間等

ソーシャルファームは、事業からの収入を主たる財源として運営する社会的企業であることから、都が実施する認証ソーシャルファームに対する経費の助成による支援の期間は、原則5年間とし、支援期間終了後、認証ソーシャルファームは自律的な経営へと移行するものとする。ただし、認証ソーシャルファームが第2の2に定める役割を担っていることを踏まえ、一部の支援については、継続することができるものとする。

## 第7 その他

本指針に定めるもののほか、指針に定める内容の運用等に関し必要な事項は別に定める。